

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：都市整備局】

機関名称	東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	土地区画整理法第56条
設置年月日	平成10年8月4日
機関の目的 ・所掌内容	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に対し、法の定める権限を行う。
委員数	9人 (うち、女性委員数 2人)
会議公開	非公開
会議 非公開理由	個人のプライバシーの保護及び公正な行政執行の確保のため、非公開としている。
議事録公開	非公開
議事録 非公開理由	個人のプライバシーの保護及び公正な行政執行の確保のため、非公開としている。
備考	権利者等、事業関係者に限り、会議の傍聴、議事録の公開、事前周知の対象としている。
HPのURL	http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/daiichiseibi/chiku/rokuchou/shingikai.html
問い合わせ先	都市整備局第一市街地整備事務所管理課 電話番号：03-3534-3405 FAX番号：03-3534-3451